

村尾次郎著

## 律令財政史の研究

藪田 香融

古代の財政史を取扱うには、いくつかの方法が考えられるが、正倉院文書の天平期正税帳を基本史料とし、その分析から得たところな方法であるにかかわらず、これまであまり研究者の顧るところとならなかった。本書の著者村尾次郎氏は、従来看過されていたこの方法を正面から取上げ、そして推進してきた数少ない研究者の一人であつて、氏が早く『史学雑誌』五八編に「律令時代の財政に関する研究」なる好篇をものして、終戦までもない頃の沈滞した古代史学界に一波紋を投ぜられたことは、よく人の知るところとなつてゐる。同じような研究方法を目指してきた私にとっては、村尾氏の業績は常に私の研究の指針であり、はげましでもあつただけに、これら一連の業績が集成されて『律令財政史の研究』一卷となつて公刊されたことは、私にとつても決して無関心事ではありえなかつたのである。

はじめに本書を通読した私は、まず著者の視野の広さ、練達した史筆、史料に対するよみの深さといつた点で圧倒されたが、卒直に

いうと一面では、いくつかの欠陥もすぐ眼についたし、また私だったら、もう少し別な書き方をしただらうと思ふ点も少なくなかつた。それはちょうど同じ職場の職人たちの中で、最も熟練した一人がすばやく作品を仕上げたとき、他の職人たちが感ずる負惜しみのような一種独特の気持に似ていた。こうした職人的な感情を払拭し、印象的感想をとまかくも学問的な書評に整形する仕事は、怠惰な私にとつて仲々の重荷であつた。この書評の執筆が、本書の刊行二年後の今日まで遅れた理由である。それに今一つ私の執筆を遅らせたものは、昨年八月、『史学雑誌』に掲載された早川庄八氏の書評の出現であつた。早川氏のそれは、四百字詰百枚になんなんとする、書評にして書評以上の力作であり、村尾氏の大著の探るべき点、疑うべき点を指摘して余すところがない。御本人には心外かもしれないが、同じ職場(?)の仲間と考へていた早川氏に、書評という仕事の上でも先を越されたわけで、私の負惜しみはますます募らざるをえなかつたのである。こうしたわけで、以下述べるところの私の書評は、屋上屋を架する愚挙に陥らないために、けっきよく断片的、印象的なものに終つてしまつたことを、著者ならびに読者に対してまずお詫びしておかねばならない。

## 二

村尾氏の大著はすべて五章より成るが、本書全体の構想を要説するのが第一章「律令財政史総論」である。ここで注目されるのは、律令財政の起源ないしは成立の問題にふれてゐることであらう。著者にしたがえば、律令財政は大化・大宝間にしだいに確立されたが、

それは従前の三つの財政系統をうけついで成立した。すなわち(一)氏からの間接的貢納、(二)朝廷直轄の屯倉からの貢納、(三)臨時の賦課の三であるが、なかでも律令財政の主流は、「実質的には第二の系統を基礎にし、これを全面的に拡充することによって第一の系統の徵取体系をきり崩して成立した」(十二頁)とされる。私の最初の疑問は、(一)氏(屯倉)に対して、どうして国造が無視されたかという点であった。大化前代の財政構造における国造の評価については、後段に再びふれることがあるから、便宜そこにゆずり、次の問題は、律令財政の展開過程についてである。著者はこれを大宝を中心とした確立期、運営機構の合理化された天平期、そして動搖・変質する奈良後期以降の三期に時期区分した。この時期区分は、おそらく何人にも容認されるものと思うが、ただ村尾氏のいわゆる確立・合理化・動搖変質という評価が、いささか恣意的な感を免れない。とくに第二の「合理化」という用語は果して適当なものであろうか。実は本書の論述の中に、この「合理化」という甚だ近代的な用語がしばしば用いられているのであって、村尾氏の史観の一特色を示しているのである。そこで次に、こうした点の最もいちじるしい第二章の検討に移ることにしよう。

第二章「律令租税制度の基本構造」で、著者はまず律令租税体系を次のように分類している。第一は租庸調備などの一次的負担、次に交易・雇役などの二次的負担、そして公出挙などの三次的負担の三である(一七頁)。「一次的負担を主本とする賦役体系が、漸次二次的負担を重用するように変化していき、さらに出挙交易中心の三次的負担体系に移って行くのが、律令税制の史的発展の相である」

(六六頁)。ところで、これら「異なる各種の負担」を「作業日数に抽象化し同類化する」ことが可能であり、「公民の総負担は常に同量均等でなければならぬ」という課税原則が現実的なものとなっていった(二二頁)。たとえば留役折免法によれば、租は年間十日の労働量、庸は十日、調は二十日のそれに換算される(三八頁)。そこで、著者は律令田租の基礎は、年間「十日の労働にあたる部分を提供することを根拠にしたのではないか」(三七頁)と考え、また品部・雑戸の多種多様な租税免除の条件も、けっきょくすべて公民と等量の負担を義務づけたものと評し、「それはそれなりに綿密で合理的である。合理的であることを証明するのは、色々と違った形の負担を一元の量に抽象して、その軽重を算定している点にある」(四八頁)。したがってかれらの身分もまた「法的には公民と同等ということが原則だった」(六一頁)等々の新見解を導いていられるのである。

以上に拾い上げたような村尾氏の「合理」史観については、すでに早川氏が、詳細な論評を加えており、それ以上につけ加える言葉をもたないが、これがいわゆる「取奪」史観に対する反撥より述べられたものとすれば、計算の魔術におぼれた男、み足の論ではなからうか。私たちにとって大切なことは、違った形の負担が、なぜ現実に必要とされたのであるか、という出発点に立戻ることではない。これを要するに「合理化」という言葉では、律令財政の史的展開の要因を捉えることは困難と思われるのである。

第三章「正倉管理」は、古代の倉庫の構造と機能を汎論し、さらに正倉の管理をめぐって、律令財政機構及びその変遷に論及している。古代の文献にみえる「甲倉」は「あせくら」であること、「雙倉」は中間に空間を設けた一字雙倉の「ふたごくら」であろうこと、また、「倉下」というのは、高床倉庫の床下ではなく上述した雙倉の中間であらうこと、などの興味ぶかい見解を述べたのち、「越中国官倉納穀交替記」を取上げ、正倉の規格に大小五種があったことを推定してられる。右の「倉下」については、私の旧考「倉下考」に闕説されるところがあるが、氏の御批判は少しく的確はすれぬように思う。これは第三者の判定をまつことにして、ここにはふれない。

第三章の中で私たちに最も興味ぶかいのは正倉管理権の帰趨をめぐって、国司制度の沿革を論述された部分であった。著者はこの部分において、第一章「総論」で述べた「第二の系統（屯倉支配の財政機構）が第一の系統（氏を通じた財政機構）をぎり崩し」て律令財政が成立するというシエーマを再確認している。すなわち、従来論ぜられることの多かった田領・主鑑・税司・主稻などは、朝廷直轄の屯倉管理のため中央から派遣された「使官」の遺存形態であり、「国司なるものは、基本的には屯倉への使官の発展形態としてとらえられなくてはならない」（二三七頁）というのである。私はここでも、先刻述べたように、国造に対する評價の不足が気にかかるのである。図式的にいうと、村尾氏の律令財政成立論は、屯倉↓正倉、屯倉使官↓国司と表現されるが、果してそうであらうか。私には逆に国造居館↓郡衙正倉という側面も無視できないのである。屯倉・屯倉使官は、むしろ令制の封戸・王臣家資人へと発展したと考えられないであらうか。著者は、相模国封戸租交易帳の記載によって、

鎌倉郷が屯倉の故地であったと推定してられるが（二二二頁）、もしかりにそうだとすれば、著者自身の屯倉↓正倉というシエーマと矛盾することになるのではなからうか。この封戸租交易帳に諸王の食封の多いことに、倉封制自体の注目すべき性格が示されていると私には思われるのである。

#### 四

以上本書の第一・第二・第三の各章について検討したのであるが、つづく第四章「公出挙制の展開」は本書中の圧巻とも称すべきものであり、私自身の関心からばかりでなく、著者にも読者にも最も心して読まらるべき部分であらう。思うに公出挙制は史上に埋没していた律令財政を支えるきわめて重要な支柱であった。この公出挙制の重要性を発掘した功績は、誰よりも村尾氏その人に帰さなければならぬからである。

著者の出挙論のさわりは第四章第二節の「交易と出挙」のなかんづく第二項「官稻出挙の利率と米価」に述べられている。この部分は、かつて『古代学』六卷三号に「官稻出挙租税化の過程」と題して発表されたところであって、その当時本論文を拝見して非常な感銘と啓示とをうけた記憶を、私は今もって忘れることができないのである。米価の春高・秋安という現象は、漠然とした常識としては理解できるが、このことが、奈良時代の当時においてたしかめられることを、尨大なる大日本古文書の中から瞭然たる史実として発掘された手際はまことにあざやかであった。そしてこのことを論拠として、出挙という制度が、それまでいわれたように単なる社会救済制度であるとか、もしくは民衆からの搾取手段であるとかとする一面的な

解釈を斥けて、班田農民に対する再生産の保障手段であったという明快なる結論を導き出されたことは、当時同じような解答を模索していた私をして、目をそばだたしむるに充分なものがあつた。

ただ第四章の所論について若干の疑問を述べさせてもらうならば、正税帳の取扱において、天平六年の官租混合に関する考慮が不十分のように思われる。著者はこのことをよく御存知になつていながら、たとえば三九〇頁、三九一頁の第三二表、第三三表等において、混合以前と以後の正(大)税帳・郡租帳等の示す数字を同列に並べて疑問とされない。いうまでもなく混合の前後では、正税・郡租等の所管も規模も全く異つたのであるから、これを一様に列挙し、比較したところで何の意味もないわけである。また官租混合に關して、兵家租(三〇五頁)、国儲租(三〇八頁)の理解が正しくない。著者は官租混合以前の正税帳に「兵家租」の見えないことから、兵家租はそれ以後の設置だと考えられているようだが、兵家租はいわば諸司租ともいべきものであり、もともと官租の範圍に含まれていなかったと考えられるのではなからうか。したがつて兵家租の起源が天平六年以前にあつたとしても、一向差支えないわけである。また「国儲」については、氏も推測されるように公用租の別名と考へるべきであり、しがつて延暦交替式の天平十七年の公磨租設置の際停止されたというのは、正税から公磨租への所管変更と考へられるであろう。「拙稿」出挙―天平より延喜まで―『律令国家の基礎構造』所収参照)

## 五

第五章「奥羽開拓を通じて見た土地拡大政策の推進」は、養老六年の百万町歩開墾計画の意義を追求して、ひろく古代の東北開拓史を

通観している。まず主題をなす百万町歩開墾計画が陸奥按察使管内に關する立法であつたとする論は、その後の石母田正氏等の反論にも拘らず、私は著者の意見に賛成である。またこれに關連してエミスの勢力の消長、村落や社会構造に論及した部分も、村尾氏の特色ある史風をいかなく示した異色篇であろう。ここでも一言苦言を呈するならば、本章は「律令財政史の研究」という本書の主題からいって、いささか逸脱したものでなからうか。私はむしろこれを附録篇として編入された方がよかつたのではないかと思う。同様なことは、本書第四章第三節「出雲風土記の勘造と節道使」などについてもいへそうである。さらにまた第三章の「雇役とその実態」なども、本書の全体の論述に充分消化されていないように思う。いくつかの論文を集成された本書の成り立ちからいへば無理からぬ点もあるが、私としては、正税帳研究の先駆者ともいへべき村尾氏によつて、強力な主題意識によつてつらぬかれた「律令財政史」の書き上げられることを期待していたのである。そしてこのことが、本書を読み畢えて感じた私の最も大きい不満にはかならなかつた。

以上甚だ失礼な言葉を重ねたが、平素の学恩にこたえる後学の礼儀知らずの感謝の表現と御心得下さつて、御海容賜わらんことをお願いする。なお以上にふれなかつた小さな誤点を摘記すれば、一一二頁の「別納穀」は延喜主税式に見える「別納租穀」のことである。また二八六頁に拙稿を引用して「左大臣家」を「武智麻呂家」とされるが、私は「房前家」と述べたつもりである。また四〇四頁一六行目の「二万五千九百七町」は「一万五千九百七町」の誤植か。

(A5 判本文五七九頁目次一〇頁索引二七頁 昭和三十六年三月 吉川弘文館刊 定価一、三〇〇円)